

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 年 6 月 10 日

愛媛県立宇和島水産高等学校長 川野 光正

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立宇和島水産高等学校「充填機 一式」の購入

(2) 購入物品名及び数量

充填機 一式

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和 7 年 9 月 30 日 (火)

(5) 納入場所

愛媛県立宇和島水産高等学校

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5 年度から 7 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 4 の (3) に掲げる提出期限の日から落札者の決定までの日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (3) 納入期限までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県立宇和島水産高等学校 事務室
〒798-0068 愛媛県宇和島市明倫町1丁目2番20号
電話番号 0895-22-6575
- (2) 入札書の受領期間
令和7年6月26日(木)午前8時15分から6月30日(月)午前9時59分まで
- (3) 入札説明書の交付方法
令和7年6月10日(火)から6月24日(火)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
の午前8時15分から午後4時45分までをいう。)に(1)に掲げる場所で交付する
ほか、愛媛県立宇和島水産高等学校ホームページにおいて公表する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和7年6月30日(月)午前10時00分
愛媛県立宇和島水産高等学校 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す業務を提供できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、発注者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
ア 提出期限: 令和7年6月24日(火)午後4時45分
イ 提出場所: 3の(1)に掲げる場所
ウ 提出方法: 持参又は郵送(配達証明付き郵便に限る。)
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると学校長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。

イ 詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）の規定に基づき作成したものであり、本件物件の製造については、入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

別記中1のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 3の（12）に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- （3） 納入期限までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札及び開札

- （1） 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書（案）、会計規則及び契約に関して発注者が別に定めるものを熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義がある場合は、別記中3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- （2） 入札参加者又はその代理人は、次に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、発注者があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
 - ア 物 件 名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- （3） 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札

金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

- (4) 入札書の提出先は、別記中 2 (1) のとおり。
- (5) 入札書の受領期限は、別記中 2 (2) のとおり。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式 1 による入札書を、持参又は郵送（配達証明付き郵便に限る。以下同じ。）により提出しなければならない。加入電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (8) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (9) 入札書は、直接提出する場合には、封入の上、提出すること。郵送により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の封皮に氏名を朱書し、外封筒の封皮には「6 月 30 日開札〔愛媛県立宇和島水産高等学校 充填機 一式の購入〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を令和 7 年 6 月 24 日（火）午後 4 時 45 分までに提出しなければならない。
- (13) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期し、又は取り止めることがある。この場合において入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (14) 入札金額は、物品本体費用のほか、仕様書にある付属品等に要する費用一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、契約条件を別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (16) 入札公告等により入札仕様確認書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有す

ると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。

- (17) 開札の日時及び場所は、別記中 2 (3) のとおり。
- (18) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が、開札に立会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれを行う。
- (19) 開札を行う会場（以下「入札会場」という。）には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び 3 (18) の立会職員以外の者は入場することができない。
- (20) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後は入札会場に入場することができない。また、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退した場合及び特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、入札会場から退出することができない。
- (21) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを提示することとし、代理人にあっては別紙様式 2 による入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (22) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (23) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (24) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。
- (25) 3 回の入札をするもさらに落札者がいないときは、入札辞退者を除く希望者から、原則として 2 回を限度として、別紙様式 3 による見積書を徴する。
- (26) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、当初の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、再度の入札以降の入札及び見積合せには参加できないものとし、再度の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、見積合せには参加できないものとする。
- (27) 入札公告等において特定銘柄物品又はこれと同等のものと判断した場合において、入札参加者又はその代理人が同等のものを供給することとして申し出た時は、入札参加者又はその代理人から提出された資料等に基づき開札日の前日までに同等の物品であると判断した場合にのみ、当該者の入札書を落札決定の対象とする。

4 入札保証金

入札保証金については、会計規則第135条及び第136条の規定により入札見積金額の100分の5以上の額を納付するものとする。ただし、会計規則第137条各号に該当する者については、免除することがある。

5 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申立てができないものとする。

- (1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 物件名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 入札参加者又はその代理人の提出した2以上の入札書
- (5) 誤字・脱字等により意思表示が不明確である入札書
- (6) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (7) 物件名等の名称に重大な誤りのある入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (10) 納付した入札保証金の額が入札者の見積もる契約金額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- (11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (13) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札書
- (14) その他会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び

住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。

- (4) 発注者は、落札者を契約の相手方とし、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。契約書の作成においては、まず、契約の相手方と決定した者が押印し、さらに発注者が、その送付を受けて、押印するものとする。契約の相手方と決定した者が、指定の期日までに契約の取り交わしをしないときは、契約の相手方の決定を取り消すことがある。

7 契約書の作成

- (1) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約者と契約の相手方と決定した者が契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (3) 契約の相手方と決定した者は、契約書の作成にあたり、契約書に記載すべき事項に関して必要な説明を契約事務担当者に行うものとする。

8 契約保証金

契約保証金については、会計規則第152条及び第153条の規定により契約金額の10分の1以上の額を納付するものとする。ただし、会計規則第154条各号に該当する者については、免除することがある。

9 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

10 入札参加者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた物件等に係る技術仕様等について、指定する期日までに入札に参加する者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、入札公告日から開札日までの間に事務の手續上知り得た各種情報を、開札日以降も外部に一切漏らしてはならない。

11 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先並びに申請書の提出先

愛媛県立宇和島水産高等学校 事務室

〒798-0068 愛媛県宇和島市明倫町1丁目2番20号

電話 0895-22-6575

12 その他必要な事項

- (1) 契約に係る担当者の所属する部署の名称及び所在地は、別記中3のとおり。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者が負担するものとする。

別記

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県立宇和島水産高等学校 充填機 一式の購入
- (2) 購入物品名及び数量
充填機 一式
- (3) 購入物品の内容等
別添仕様書等による。
- (4) 納入期限
令和7年9月30日（金）
- (5) 納入場所
愛媛県立宇和島水産高等学校
愛媛県宇和島市明倫町1丁目2番20号
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札書の提出先等

- (1) 入札書の提出先
愛媛県立宇和島水産高等学校 事務室
- (2) 入札書の受領期限
令和7年6月26日（木）午前8時15分から6月30日（月）午前9時59分まで
- (3) 開札の日時及び場所
日時：令和7年6月30日（月）午前10時00分
場所：愛媛県立宇和島水産高等学校 会議室

3 仕様書等に係る照会先

質問等がある場合は、原則として、別紙様式4による質問書を郵送又はFAXにて提出することにより受け付け、数日中に回答する。なお、件名は、「愛媛県立宇和島水産高等学校 充填機 一式の購入に関する照会」とすること。

照会期限：令和7年6月24日（火）午後4時45分

担当部署：愛媛県立宇和島水産高等学校 事務室

住所：〒798-0068 愛媛県宇和島市明倫町1丁目2番20号

電話：0895-22-6575

仕様書

充填機 一式

1 本体

重量	13.6kg 程度
モーター出力	90W程度
充填物温度	100℃（チューブ）
電源	AC100V
制御タイプ	計量
機構	チューブ（3本ローター・6本ローター）
ローターチューブ	内径6φ、10φ、12φ
メモリー機能	20品目程度の登録設定可能
充填範囲	約30g～1kg程度（風袋込み6kg程度まで）
処理能力	100g/6.0秒（チューブ内径10φ：水の場合）

充填機 一式構成

2 チューブセット φ10

シャット弁	Φ16 50° M 8個
L型ノズル	Φ16*10 L100:100 1個
シリコンブレードホース	Φ10 1.2m
脈動防止器風船	風船大・T12・PPバンド 1式
シリコンGローターチューブ	Φ10*3.20*0.27m*1本 1本
ニップルSUS	Φ10*10 1個
シリコンブレードホースTG	Φ10 1m
ノールマホースバンド	Φ10用 4個
シリコンG：ローターチューブ	Φ10*3.2*0.27m*12本 1式

3 必要部品

計量ユニット	6 kg 程度	1 式
大型ノズルホルダ	2 本支柱	1 式
チューブ固定金具 2	小	1 式
フットスイッチ N K S	逆芯	1 式
充填ガン S 4 A - P G	逆芯ガンパイプ F ϕ 10	1 式
充填ガンホルダ	1 式	
チューブブラシ	1 m 程度	1 個
風船ブラシ	1 個	
洗浄液	1 個	
除菌剤	1 個	
L 型ノズルブラシ	ϕ 10 用	1 本
本体専用カバー	1 式	

契 約 書 (案)

- 1 契 約 名 愛媛県立宇和島水産高等学校 充填機 一式の購入
- 2 納入場所 愛媛県立宇和島水産高等学校
- 3 納入期限 令和7年9月30日(火)
- 4 契約金額 ￥ ー
(うち消費税及び地方消費税相当額
￥ ー)
- 5 契約保証金

上記について、愛媛県立宇和島水産高等学校 校長 川野 光正（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。) とは、次の条項により売買契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、頭書の定めにより、別記契約物品内訳の品質、規格及び数量の物品を甲に納入しなければならない。

- 2 この契約の締結に要する費用その他この契約に関する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(納入の終了通知)

第2条 乙は、物品を納入したときは、直ちに、甲の定める納品書を提出しなければならない。

(検査)

第3条 甲は、前条の規定により納品書の提出があったときはその日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

- 2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、これに立ち会わなかったときは、検査の結果について、甲に対して異議を申し立てることができない。

- 3 検査に直接必要な費用及び検査のために消耗、変質又はき損した物品に係る一切の損失は、すべて乙の負担とする。

(修補又は交換等)

第4条 乙は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、修補又は交換により、速やかに良品を納入しなければならない。

- 2 前項の規定により修補又は交換による良品の納入が完了したときは、直ち

に、甲の定める納品書を提出しなければならない。

- 3 前項の規定により納品書の提出があったときは、第3条の規定を準用する。
(所有権の移転等)

第5条 物品の所有権は、検査に合格したときをもって、乙から甲に移転するものとする。

- 2 前項に規定する所有権移転の前に生じた物品についての一切の損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、甲の負担とする。

(代金の支払)

第6条 乙は、前条の規定により物品の所有権が移転したときは、甲の定める手続きに従って、請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に乙に代金を支払わなければならない。
- 3 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部または一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(支払及び検査の遅延)

第7条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

- 2 甲は、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合には、検査期間を経過した日から検査を行った日までの期間（次項において「遅延期間」という。）の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。
- 3 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲はその超える日数に応じ、第1項の規定に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

(代理受領の禁止)

第8条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(権利の譲渡等)

第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会および中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において、当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき、会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行ったときに生ずるものとする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引き渡し又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(納入期限の延長)

第11条 乙は、納入期限までに物品を納入することができないときは、遅滞なくその理由を詳記して、納入期限の延長を願い出さなければならない。この場合において、その理由が乙の責めに帰することができないものであると

きは、甲は、相当と認める日数の延長を認めることができる。

(物品の納入遅延)

第 12 条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができなかったときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約金額に年 3 パーセントの割合を乗じて計算した額を、遅延損害金として、甲に支払わなければならない。

2 前項の日数には、納入の終了通知のあった日から検査を終了した日までの日数を算入しないものとする。

(契約保証金の返還等)

第 13 条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第 5 条の規定により物品の所有権を移転したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(甲の解除権)

第 14 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。

3 甲は、第 1 項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分

に相当する額の 10 分の 1 を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 乙は、第 1 項又は第 2 項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第 15 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(秘密の保持)

第 16 条 乙は、事業を実施するにおいて知り得た事実について、その秘密を守らなければならないほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第 17 条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

(契約外の事項)

第 18 条 本書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県会計規則 18 号）によるものとし、規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

宇和島市明倫町1丁目2番20号
甲 愛媛県立宇和島水産高等学校
校 長 川野 光正

乙

別記

品名（区分）	品質・規格	数量	単価	金額
充填機 一式	仕様書による	1		
合計				

2 その他附帯条件

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

（保有の制限）

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

（安全管理措置）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止等）

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託

先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第 8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第 9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第 10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報
報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えた
ときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の
全部又は一部を解除することができる。

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

愛媛県立宇和島水産高等学校
校長 川野 光正 様

住所又は
所在地
商号又は
名称
代表者
職氏名 ⑩

令和7年6月10日付けで入札公告のあった「愛媛県立宇和島水産高等学校 充填機 一式の購入」に係る入札に参加する資格について確認されたく、申請します。

なお、下記事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 知事の審査を受け、令和5年度から7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有する。
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない。
- 3 入札参加資格確認申請書の提出期限から入札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない。
- 4 納入期限までに適切かつ確実に納入できる体制が整備されている。

入札（契約）保証金について

1 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札説明書に記載しているとおり、入札に先立ち、入札保証金の納付が必要です。必要な金額を、次のいずれかで納付してください。ただし、(4)に該当する場合は免除されます。

- ・現金
- ・小切手（入札日の10日前から入札日までの間に振り出されたもの。指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をしたものに限る。振出人が入札参加者の小切手は取扱不可）

※ 指定金融機関等は別紙のとおり

(2) 入札保証金の額

入札参加者が見積もる契約金額（月額賃貸借料の金額）の100分の5以上が必要です。

（例）入札書に1,000,000円と記入する場合

$$\left[\begin{array}{l} 1,000,000\text{円} \times 110/100 = 1,100,000\text{円} \cdots \text{入札者が見積もる契約金額} \\ 1,100,000\text{円} \times 5/100 = 55,000\text{円} \cdots \text{入札保証金額} \end{array} \right]$$

(3) 納付期限及び方法

ア 入札前までに入札保証金納付書により納付してください。

入札保証金納付書には、次のとおり押印が必要です。

- ・「代表者本人」が入札参加→代表者印
- ・「代理人」が入札参加→委任状に押している印（代表者印は不要）

イ 金額等を確認したうえで、入札保証金保管書を交付します。

ウ 入札終了後、不落札の方には入札保証金を還付します。その際、保管金受領書に200円の収入印紙を貼付してください。

エ 落札された方には、契約保証金納付の際（契約保証金を免除するときは契約締結後）に還付します。

(4) 免除

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、当該保険契約の証書を提出することにより、入札保証金が免除されます。

イ 過去2年間において、国又は地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している実績がある場合は、「入札(契約)保証金免除申請書」を提出することにより、入札保証金が免除される場合があります。

- ・免除申請書提出期限 令和7年6月24日(火)午後4時45分まで
- ・審査結果は、開札日の前日までに通知します。

2 契約保証金

落札者は、契約金額の10分の1以上の額の契約保証金が必要です。契約保証金の納付方法については、別途通知します。ただし、1(4)等に該当する場合は免除される場合があります。

別紙

指定金融機関等一覧区分

区分	金融機関名
指定金融機関	株式会社伊予銀行
指定代理金融機関	株式会社愛媛銀行
	愛媛県信用農業協同組合連合会
収納代理金融機関	愛媛信用金庫
	宇和島信用金庫
	東予信用金庫
	川之江信用金庫
	四国労働金庫
	愛媛県信用漁業協同組合連合会
	株式会社みずほ銀行
	株式会社三井住友銀行
	株式会社中国銀行
	株式会社広島銀行
	株式会社山口銀行
	株式会社阿波銀行
	株式会社百十四銀行
	株式会社四国銀行
	株式会社徳島大正銀行
	株式会社香川銀行
	株式会社高知銀行
	三井住友信託銀行株式会社
	観音寺信用金庫

(注) みずほ銀行及び三井住友銀行以外の収納代理金融機関については、県内に所在する本支店に限る。

入札(契約)保証金免除申請書

令和 年 月 日

愛媛県立宇和島水産高等学校長 川野 光正 様

住 所.....

商号又は名称.....

商号又は名称..... 印

令和7年6月10日付けで入札公告のありました「愛媛県立宇和島水産高等学校 充填機 一式の購入」の入札(契約)における入札(契約)保証金について、愛媛県会計規則第137条（第154条）の規定により、入札(契約)保証金の免除を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

【添付書類】

過去2年間において、国又は地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している実績（代表的なものを2件）を証明するもの。

- 業務履行実績報告
- 契約書の写し

業務履行実績報告

商号又は名称.....

業 務 名 称 等	業務名		
	発 注 機 関 名		
	契約金額		
	履行期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
業務概要			

注 1 過去 2 年間に於いて、国又は地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している実績（代表的なものを 2 件）について記載すること。

2 愛媛県が発注した業務があれば、優先して記載すること。

(様式1)

入 札 書

令和 年 月 日

愛媛県立宇和島水産高等学校長 川野 光正 様

入 札 者
住 所
商号又は名称
氏 名 印

千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、「愛媛県立宇和島水産高等学校 充填機 一式の購入」

この入札保証金 ¥

ただし、現金 ¥

有 価 証 券 ¥

上記のとおり会計規則を遵守し、契約条項を承認の上、入札いたします。

(様式2)

委 任 状

令和 年 月 日

愛媛県立宇和島水産高等学校長 川野 光正 様

住 所
商号又は名称
氏 名 印

私は、住所
氏名 印 を、代理人と定め、

下記に関する入札（見積）の一切の権限を委任します。

記

「愛媛県立宇和島水産高等学校 充填機 一式の購入」

(様式3)

見 積 書

令和 年 月 日

愛媛県立宇和島水産高等学校長 川野 光正 様

見 積 者
住 所
商号又は名称
氏 名 印

千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、「愛媛県立宇和島水産高等学校 充填機 一式の購入」

上記のとおり会計規則を遵守し、契約条項を承認の上、見積りいたします。

(様式4)

質 問 書

令和 年 月 日

愛媛県立宇和島水産高等学校長 川野 光正 様

「愛媛県立宇和島水産高等学校 充填機 一式の購入」の入札について、以下のとおり質問します。

本 件 に 関 する 問 合 せ 先	商号又は名称	
	担当者の 役職・氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス (質問に対する回答送付用)	

入 札 保 証 金 納 付 書			
納付金額 ￥ _____			
有価証券の	種	類	記 号 番 号
内 容			
ただし、「愛媛県立宇和島水産高等学校 充填機 一式の購入」 第1回入札分 上記のとおり、入札保証金を納付します。 令和 年 月 日 愛媛県立宇和島水産高等学校 川野 光正 様 入 札 者 住 所 商号又は名称 代表者職氏名			
受 入	⑥	保 管	年 月 日
通 知			
払 出	⑥	還付請求	年 月 日
通 知			